

アルチャタの「主題所属性論」
—*Hetubinduṭīkā* 研究 (3)(pp. 11, 4–17, 23)—

乗 山 悟

和訳 (承前) ⁽¹⁾

三種論証因 (3)

HBT 11, 4

さらに、このことも巧みに示される。

Pek. 231b

この論証因は「三種類のみである」、[つまり] < 自性 > と < 結果 > と < 非認識 > という [三種類の] 区別 [のみ] によって分類される。同様に、「三種類のみである」とは、< 主題の属性 [たること] > と < 肯定的随伴 > と < 否定的随伴 > という [三] 種類の相の区別により、「三つの種類のみ」、[つまり] 「三相のみ」である。< その付属物による遍充 > ということばによって < 肯定的随伴 > と < 否定的随伴 > という二つが語られた

⁽¹⁾ 本稿は、乗山悟「アルチャタの「推論の解明」—*Hetubinduṭīkā* 研究 (1)(pp. 1-5)—」、『インド学チベット学研究』, 3号 (1998年)、乗山悟「アルチャタの「綱領偈」解釈—*Hetubinduṭīkā* 研究 (2)(pp. 6-11, 3)」、『インド学チベット学研究』, 4号 (1999年) に続くものであり、略号、翻訳方針などはこれらに従う。

のだから⁽²⁾。(論証の)対象が拒斥されない性質 (abādhitaviṣayatva)⁽³⁾などの別の特徴を有したとしても、それは論証因ではない。なぜかといえば、「それより別のものは見せかけの論証因である」[とダルマキールティは言っている]のだから。「それより」(つまり) < 自性 [論証因] > などの三種類より、あるいは < 主題属性 [性] > などの三相をもつものより「別のものは」(つまり) < [推理対象と] 結合しているもの > (saṃyogin) などや、< 対象が排除されない性質 > などという異なった特徴を有するものは [見せかけの論証因である。]

何故かといえば、< 不可離関係 > は、ここでのみ、[つまり] 三種類についてのみ、また三相を有する論証因についてのみ確定するのだから、別の場合 [すなわち] < 自性 [論証因] > などとは別の、あるいは [三相] 以外の相を有する場合、不可離関係がない故に、という意味である¹。なぜならば、< 自性 [論証因] > などとは別の [論証因] には、結合

¹この付近のチベット訳は混乱しているが、サンスクリットに従って訳出した。...med na mi 'byung ba rnam pa gsum yin / rnam pa gsum kho na dang tshul gsum po kho na'i gtan tshigs nges pa gzhan la rang bzhin la sogs pa las tha dad pa dang tshul gzhan la rung ba med do zhes bya ba'i

(2) ドゥルヴェーカミシュラによれば、この文章は次のような仮想反論を承けたものである。

nanu pakṣadharmavacane pakṣadharmatoktā / anvayavyatirekātmakayos tu rūpayoḥ kenābhidhānaṃ yenaivaṃ vyākhyāyata ity āha tadamaṣeti /

【反論】< pakṣa 主属性 > ということばで < 主題所属性 > が述べられた。しかし、< 肯定的随伴 > と < 否定的随伴 > の二つの相は、どの [ことば] で言明されたのか？ 述べられたのであれば、このように [三相をもって] 説明されるのであるが... —— という [反論に対してダルマキールティは] 「その付属物による...」と [返答する。]

(3) 「(論証の)対象が拒斥されない性質」とは、HB, 28*, 21以降 (E. Steinkellner[1967]の分節に従えば、4.4の部分に相当する)で主題となる「外教徒が主張する正しい論証因がもつ六つの特徴」の一つである。論証因の対象は、いかなる認識手段によっても存在しないことが証明されてはならないことを意味する。ダルマキールティによれば、もし論証因が pakṣa に存在し、それが所証と不可離の関係をもっているならば、所証は必ず pakṣa に存在しなければならず、いかなる認識手段によっても存在しないと証明されることはできないのだから < 不可離関係 > と < 拒斥性 > は相容れない。だから < 不可離関係 > があるのなら、(論証の)対象が拒斥されない性質も必ずあるから、このような特徴が正しい論証因の性質として別個に列挙される必要はない。cf. HBTA 259, 11: avinābhāvabhāva evābādhitaviṣayatvasya bhāvāt na tadrūpāntaram (「実に < 不可離の関係 > があるところには < 対象が排除されない性質 > があるのだから、[後者は] その [=前者の] 相と別のものではない」)

< 六相因 > の詳細については、前述した E. Steinkellner[1967]の独訳と注記を参照のこと。

関係にもとづく (pratibandha-nibandhana) < 不可離関係 > があり得ない。あるいは同様に [三相とは] 別の特徴を有する [論証因] に¹[も、 < 不可離関係 > はあり得ない。]

そして、「不可離関係がある場合、[三相とは] 別の相をもつ [論証因] はない」という様に「六相 [を持つ論証因の批判の章]」などによって後にのべられるであろう⁽⁴⁾²。

HB, 1.

pakṣo dharmī, avayave samudāyopacārāt. (pakṣa とは基体 (有法) のことである。部分 [である基体] に対して [論証されるべきものの] 全体 [を表示する pakṣa という語] を転義的に使用するからである。)

< pakṣa(主題) > の定義

HBT 11, 18

De. 188a

「主題の属性である」[など] とここ [= 綱領偈] で論証因の定義がなされているとしても、もし pakṣa とは推論の対象 (anumānaviṣaya) である全体 (samudāya) と捉えられるならば、その場合、一切の論証因は不成立になる、あるいは成立するならば推論は無

don to / /

¹チベット訳...de bzhin du tshul gzhan yang med do / / に従って、HBT 11, 14: tadvati vā rūpāntarasya / を tadvat vā rūpāntarasya / に訂正する。

²チベット訳は不明瞭であり、若干異なった読み方をしている。正確な訳出は困難であるが、原文と暫定的な訳を提示しておく。ji ltar med na mi 'byung ba'i tshul gzhan yang srid pa kho na yin no zhes bya ba de ltar mtshan nyid rnam pa drug la sogs pa'i skabs su phyogs kyi chos zhes bya ba 'dir gtan tshigs kyi mtshan nyid kyi dbang du byas pa'o / / そして、「不可離関係をもつ別の相 [の論証因] がまさにある」という様に「六相」などの章にて < 主題所属 [性] > というこのことに関する論証因の定義が意図される。

⁽⁴⁾ HB および HBT の該当章に、「不可離関係がある場合、[三相とは] 別の相をもつ [論証因] はない」というフレーズがそのまま登場することはないが、同様の趣旨が詳述されることは言うまでもない。

意味である⁽⁵⁾、という[反論⁽⁶⁾に対して]「pakṣa とは[属性 + 基体の集合体ではなく]基体 (dharmin) である」と[ダルマキールティは]答える。

さらに、「何故全体をのべる pakṣa という語が基体だけに用いられているのか」というならば、「部分[である基体]に対して[論証されるべきものの]全体[を表示する pakṣa という語]を転義的に使用するからである」と[ダルマキールティは]答える。

Pek. 232a

実に pakṣa と呼ばれる全体には二つの部分がある。基体と属性である。そしてここでは基体だけに対して全体[を示すことば]を転義的用法により用いているから pakṣa という語が用いられる。

そして全体[を示すことば]を転義的用法で[部分である基体に]用いる根拠はそれ[= 全体]の一部であることである。故に所証基体以外のものにそれ[pakṣa という語]が適用されてしまう不都合はない¹。

次のようにいわれる:

[基体と属性]全体が所証であるから、属性のみとか基体[のみ]とかに対して第一義的な[所証]ではなくても[所証の]一部分(ekadeśa)であるから、所証であることが転義的に適用される⁽⁷⁾。

¹この部分の *Pek.* には混乱がみられる *Pek. 232a2*: ... bsgrub par bya ba'i chos can las gzhan las gzhan la de thal bar mi 'gyur ro //

⁽⁵⁾「全体」とは属性保持者である pakṣa とその属性 (dharma) の両方のことを指す。推理対象 (anumeya) に関する議論については、*PSV*, ad *PS*, k.5cd: 北川秀則 [1965] の 96 頁ならびに、同章 kk.8–11(北川同掲書, pp. 103–110) などを参照。クマーリラも *ŚV* で詳論する。これについては黒田泰司・山上証道・赤松明彦・竹中 智泰 [1983] の和訳と解説などを参照のこと。

⁽⁶⁾この反論について、ドゥルヴェーカミシュラは次のように説明している。*HBTA*: 259, 20f. pakṣo dharmadharminisamudāyāḥ / tathābhūtasamudāyasādhakapramāṇābhāvena taddharmatayā sarvasyaiva grahītuṃ aśakyatvād iti bhāvaḥ / atha kathañcit taddharmasya siddhiḥ niścayaḥ tasyāṃ vā siddhāprajānatvāt tasya hetor vaiarthyaṃ / (属性と基体との全体である pakṣa は、そのような全体には論証する認識手段がない点で実にすべてのものがその属性である故に把握されることができないという意味である。あるいは、もし何らかの仕方での属性の成立 (= 確定) があれば、それが論証の目的であるから、その論証因は無意味である。)

⁽⁷⁾*PS* III k.10 の引用と考えられる。

samudāyasya sādhyatvāt dharmamātre [ca] dharmiṇi /
amukhye 'py ekadeśatvāt sādhyatvam upacaryate //

HB, 1. 1 (1)

prayojanābhāvād anupacāra iti cet, na sarvadharmidharmapratīṣedhārthatvād
upacārasya. evaṃ hi cākṣuṣatvādiparihṛtaṃ bhavati.

(【反論】論証因の定義の中で「基体の属性」(dharmidharma)を「主題の属性」(pakṣadharmā)と言い換える] 動機がないのだから、[pakṣa という語を] 転義的に使用するの[適切では]ない。[「基体の属性」のままでよい。] 【答論】[動機がないの]ではない。[pakṣa という語の] 転義的用法は、「[論証されるべき基体だけでなく、同類例や異類例の]すべての基体の属性」[が含意されてしまうこと]を否定する目的がある。実に、そうであれば、[音声の非恒常性が論証される際に、[主題である音声に所属しない]「眼に見えること」など [が論証因として使用されること]も排除されたことになるが。)

北川秀則 [1965] の 151 頁を参照した。また原田和宗 [1998] の注 9 で *PS* III kk. 8-10 とその自注が訳出されて若干の解説が付加されており、ディグナーガの文脈を知るのに有益である。

PS のこの部分については、ダルマキールティによる注釈が *PV* IV kk.189-194 でもなされている。これに対してブラジュニャーカラグプタによる浩瀚な注釈が残されており *PS* III k.10 は若干表現を変えて *PVBh* p.580 にも引用されている。

samudāyārthasādhyatvāt dharmamātre 'tha dharminī /
amukhye 'py ekadeśatvāt sādhyatvam upacaryate //

稲見正浩・石田尚敬・野武美弥子・林慶仁 [2005] は、この箇所に対する和訳研究であるが、サンスクリットの校訂テキストと詳細な注記を含んでおり、裨益されるところが多かった。

ディグナーガの解釈に対するイーシュバラセーナによる反論とその要約

HBT 12, 1

そして、[ディグナーガ]師のこの解釈がイーシュバラセーナ (Īśvarasena) により非 HBT. 12
難されるのを排除するために [イーシュバラセーナによる] 反対意見 (pūrvapakṣa) を提
示するために「動機が...」といった⁽⁸⁾。「動機がないのであれば、本来のことばの意味
(mukhyaśabdārtha) を転用することは認められない。」と [ディグナーガによって] いわ
れているから⁽⁹⁾、[ここでは] 動機がないゆえに転義的用法は適切ではない。故に、「基体
の属性」とのみ [論証因の定義は] なされねばならないと論争相手 [=イーシュバラセー
ナ] は [いう]。

【答論】動機がないのではない。なぜかといえば、また、「すべて [の基体] の」[つま
り] 議題となっているこの基体 (vivādāśraya) 或いはそれ以外の基体の [属性を] 否定す
ることという目的が転義的用法の動機である¹。それ [=転義的用法] にはこの様な [目
的] がある。故に「転義的用法は、すべての基体の属性であることの否定という目的故
に」[とダルマキールティによっていわれたのである]。従って、「動機がないから」とい
う論拠は成り立たない。

——そうであるならば、利点はなにか？という [質問に対してダルマキールティは] 答
える。

「そうであれば」[つまり] 転義的用法があれば、[音声の非恒久性が論証される際に、主

¹ チベットには「属性の」に相当することばがある。dgos pa med pa ma yin te / gang las she na thams
cad ni rtsod pa'i gzhi'am gzhan pa'i chos can no // de'i chos de dgag pa'i don du...

⁽⁸⁾ HB で問題になっている、dharmidharma という語句を pakṣadharmā に変更すべきか否かという議
論は、周知の通り PVSV の冒頭部でも行われている。ダルマキールティ自身は、反対論者の具体的な名前を
挙げないが注釈家たち、つまりこの箇所でのアルチャタ、あるいは彼に先行するヴィニターデーヴァ、後代の
カルナカゴーミンなどは一致してこの反論をイーシュバラセーナに帰する。該当のロケーションは前掲の稲見
正浩・石田尚敬・野武美弥子・林慶仁 [2005] の注 (10) に挙げられているので参照されたし。

⁽⁹⁾ HBT 12,4: na rttē prayoṅjanād iṣṭaṃ mukhyaśabdārthalaṅghanam /

シュタインケルナー博士によれば PS III, k. 39cd をさす。E. Steinkellner [1967] の 84 頁を参照。同所
にすでに独訳もなされている。

題である音声に所属しない]「眼に見えることなど」(「など」という言語表現は「カラスの黒さ故に」など[を含意する])という[主題とは]所依を異にする故に不成立であるものが「排除されたことに」[つまり]論証因であるものとして否定されたことに「なる」。

しかし「基体の属性」というのは[pakṣa とそれ以外の基体とに]共通した(sāmānyena)言明であるゆえに、これら[pakṣa に存在しない属性]も論証因になってしまう筈だ。

HB, 1. 1 (2)

dharmavacanenāpi dharmasya parāśrayatvād dharmyāśrayasiddhau dharmi-grahaṇāt pratyāsattēḥ sādhyadharmisiddhir iti cet... (【反論】属性(法 dharma)は他者 [=基体] に依拠するものだから、「属性」という語によっても基体への依拠が成立する場合、[「属性」という言語表現の前にさらに付加した]「基体」という言語表現からは近接関係により所証基体(所立有法)[を理解すること]が成立する。)

HBT 12, 15

Pek. 232b

De. 188b

【反論】転義的用法が[用いられ]ない場合、「基体[の属性]」と言及することによっても、そのこと[排除されること]は成り立つ。故に転義的用法はまさに無用なもの(anarthaka)である。ということから論争相手は「属性ということばによっても」といった。

「基体」ということばだけによるのではなく[という時]、「基体への依拠が成立する場合」とは基体への< 依拠 > (āśraya)、[つまり] < 寄り掛かること > (āśrayaṇa) / [つまり、基体を] 含意すること、その成立、これ[成立]がある場合[という意味である]。

しかしなぜ属性に基体を含意する基盤があるのか? といえば、「他者に依拠するものだから」である[とダルマキールティは答える。] 属性は基体という他者に依るものであるから必然的にこれは基体を含意する。故に、< 基体 > という語が余計に用いられている場合には(atiricyamāna)、限定されている論証されるべき基体こそを導き出す。[基体一般をではない。]

「基体」と言及することにより限定された或る基体がここで意図されたということは知られるかもしれないが、それが< 論証されるべき基体 > であるということはなぜ[知られるのであろうか]? というように考えるかもしれない。

というような[疑問に対して対論相手は]「近接性 (pratyāsatti)⁽¹⁰⁾ という道理により」という。

そして、< 近接関係 > は、ここで [直前に付加された] 「基体」ということばの間接表示能力 (sāmarthyā) により意図されたと知られる。

[全ての基体の属性が論証因であるという] 遍充が道理である場合には、「属性」ということばによっても、基体一般の含意がある故に「基体」と言及することは無意味である。

そして< 所証の基体 >こそが期待されるものである。まずその中に論証因が示される故に。

HBT. 13

HB, 1. 1 (3)

na, dṛṣṭāntadharmaṇo 'pi pratyāsattēh. tadamśavyāptyā dṛṣṭāntadharmaṇi sattvasiddher dharmivacanāt sādhyadharmiparigrahaḥ. (【答論】< 所証基体 > が含意されることは] ない。实例の基体についても [< 基体 > という語と] 近接関係にあるからである。【反論】< それ [= 基体] の付属物 [= 所証属性] による遍充 > [という論証因の第 II 条件] によって实例の基体に [論証因が] 存在することは成り立っているのだから [第 I 条件の] 「基体」ということばから所証基体が [必然的に] 含意される。)

HBT 13, 2

【答論】近接関係により< 所証基体 > が含意されることは「ない」。なぜかといえば、ただ< 所証基体 > についてだけではなく< 实例の基体 > についても¹ 近接関係にある故に。

¹ *HBT 13, 2* “dṛṣṭāntadharmaṇo 'pi” を *HB* 本文により “dṛṣṭāntadharmaṇo 'pi” と訂正する。

(10) 辞書的な意味である ‘close contact’ を直訳した訳語である。推論式などの中での位置関係の近接性を指すと思われる。ちなみにこの語は *PVSV* にも登場するし、R. Hayes / B. Gillon [1991] は ‘implicitly’ (「言外の」、「暗黙の」) と訳しているが採用しない。桂紹隆 [1983] で指摘されるように、この語はダルマキールティの因果論の中で重要な役割を果たしている。

ある時には遍充を示すこと (darśana) を先行させる推論式⁽¹¹⁾では、实例の基体についてもまず論証因が実際にあることが示される故に。

【反論】もし、近接関係により所証基体が [意図される基体であると] 成り立たないとすれば、その場合、残余法により (pāriśeṣyāt) [所証基体が意図される基体であることの成立が] なるであろう。

Pek. 233a なぜならば、< それ [= 基体] の付属物 [= 所証属性] による遍充 > という根拠により、实例⁽¹²⁾の基体に [論証因の] 属性が存在することは成り立っている故に。实例なくして論証因の所証との間の遍充が説かれることは実に不可能と考えられる。このことから、[实例の基体は] 「基体」という言及から除かれている故に、所証基体のみが [「基体」ということばに] 含意される。そして「その付属物によって」という [本文の] 「その」という語によって「[所証] 属性」ということばを含意した [实例の] 基体が結び付くだろう。故に、それと結びつけるためにも、[第 I 条件における] 「基体」という言及は、[实例ではなく主題の基体であることが] 疑われるべきではない。

(11) いわゆる < 遍充関係 > と < 主題所属性 > よりなる二支作法の推論式を念頭に置いた言明であると思われる。

(12) この場合は同類例を指す

HB, 1. 1 (4)

siddhe 'pi punarvacanaṃ niyamārtham āśaṅkyeta. sajātīya eva sattvam itī siddhe 'pi tadabhāve vyatireke sādhyābhāve asattvavacanavat tadamśavyāptivacanāt siddhe 'pi dṛṣṭāntadharminī sattve dharmivacanama tatra eva bhāva niyamārtham āśaṅkyeta. (【答論】[「基体の属性」と定義した場合、「基体」が实例の基体を指すと解釈されるおそれは依然としてある。实例の基体に論証因の属性が存在することはすでに] 確立していても、[「基体の属性」という定義において「基体」という] 重複表現は [「实例の基体だけの属性であるものが論証因である」と] 制限するためではないか、と [読み手に] 疑われるだろう。「同類例にのみ (eva)[論証因が] 存在すること」という [定義] から、その非存在処 (i.e. 異類例) における [論証因の] < 否定的随伴 > が成立するとしても、「所証 [属性] の非存在処には [論証因が] 存在しない」ということば [が異類例を制限するためにディグナーガ師によってあえて使用された] ように「それ [基体] の付属物による遍充」ということばから、< 实例の基体に [論証因が] 存在すること > が成り立っても、「基体」ということば [の使用] は、< それ [=实例の基体] にのみ [論証因が] 存在する > と制限するためではないか、と疑われる筈だ。)

HBT 13, 11

【答論】これに別の動機があり得ないならばそれは残余法の領域である。しかし、基体 De. 189a
 体ということばには別の動機も可能である。故に、「なぜ残余法により基体と言及することにより < 所証基体 > が意味されるのか」と考える定説論者がいった——

「その付属物による遍充」という [語句] によって实例の基体に [論証因が] 存在することが確立している場合に、「基体の」という重複したことばは、「实例の基体だけの属性であるものが論証因である」と制限するためであると疑われるだろう。またそこでは [音声が無常であることを論証する場合に] 所作性などではなく「可視性」などが論証因であり得るといふまさに望ましからざることがあり得る。故に、転義的用法がなされねばならない。

しかし、論理学論書 (tarkaśāstra)⁽¹³⁾ のどこに < 限定詞 > (niyamārthavacana) が

(13) HBT のエディターは「論理学論書」を固有名詞とみなすが、具体的な書名と考えねばならない根拠はない。ちなみにシャーキャブッディヤカルナカゴーミンも該当個所で「論理学書」という表現を使用しており、彼らがそこで引用するのはディグナーガの PS である。E. Steinkellner[1967] の 86 頁、注の 15 番及び、そ

見られるか?ということに対して「同類例にのみ見られる...」と [ダルマキールティは] 答える。

「そこで、同類例に存在するところの...」(『因明正理門論』 *Nyāyamukha* 7)⁽¹⁴⁾ というようにここでの [ディグナーガ] 師の論証因の定義において「同類例にのみ存在する」という制限によって論証因の排除がすでに成り立っていても——何について [論証因が排除されるのか] といえ、 < 所証が存在しないところ > [=異類例] についてであるが——、この『因明正理門論』の「その無において存在しないもの」(*asams tadatyaye*) という「存在しない」ということばがこのことを制限するために [ディグナーガ] 師⁽¹⁵⁾ によって述べられた。[論証因は、所証が] 存在しないところは存在しない。

Pek. 233b

たとえば、矛盾がないのだから、別の場所 [=異類例] には [論証因が] ない筈である [とすでに明らかであることを重複して述べる] のと同様に、ここでも、 < 基体 > ということば [の使用] は、まさにそこに [論証因が] 存在すると制限するためであると疑われる筈だ。

[このような重複表現が行われるのは] どのような場合であるか?、というのであれば、 < 実例 > の基体に [論証因が] 存在することがすでに成立している時でもある。

[確立して] 理由は何か? といえ、 「それ [=基体] の付属物 [所証属性] による遍充」ということば故にである。

HBT. 14

[重複表現は] 何に存在するのを制限する為か? といえ、 「それのみに」つまり < 実例 > の基体の場合 [のみ存在することを制限するため] である。そして存在することが疑われる場合にである。

何故にか? といえ、 残余法故に (*pāriśeṣyāt*) である。所証基体は [第一条件の

ここに引用される E.Frauwallner[1957] も参照のこと。

⁽¹⁴⁾ *HBT* の校訂者の同定に基づく。E. Steinkellner[1967] は、*PS* III k.22 も一緒に挙げて。『因明正理門論』における両論併記の問題点は桂紹隆 [1981] の p.72 以降に述べられるので参照のこと。しかし、これらの場所で < 限定辞 > *niyamārtha* ということばは使用されていない。

重複表現と関連した形で「制限」が明瞭に説かれるのは *PS* III k.5cd に対する自注である。この箇所は原田和宗 [1998] 注の 10 番で訳出されている。また文法学派による再言の有用性、無用性、制限の意味を持つことについて小川英世 [1985] が論じている。

⁽¹⁵⁾ ドゥルヴェーカミシュラによる。*HBT* 260, 4: *ācāryeṇeti / ācāryadignāgena /* ([ここで]「師による」というのは「ディグナーガ師による」ということである。)

dharmin に] 含意されるのである。

HB, 1. 1 (5)

tasmāt sāmāthyād arthagatāv apy upacāramātrāt samānanirdeśāt pratipattigauravaṃ ca pariḥṛtaṃ bhavati. (そういうわけで、[「基体」ということばの] 間接表示能力から [所証基体という] 意味が理解されたにしても、同一 [の所証基体という意味] を教示する [「pakṣa」ということばの] 唯だ転義的用法のみにより、[「基体」ということばをつかった場合の上述した] 理解の冗漫さもまた取り除かれたことになる。)

HBT 14, 3

【反論】< 主題所属性 >がないものは、論証因ではない故に、[同類例にのみ存在することの] 制限の為であることは疑われないのではないか？すなわち、論証されるべき属性によって遍充された属性 [=論証因] も¹、ある基体において [存在することが] 認められたとすれば、そのとき、そこにだけ自らを遍充するもの [=所証属性] に対する認識が生じる筈である。[所証基体のような] 別の場所では、近接性と遠隔性 (pratyāsattiviprakarṣa) 双方よって順次 [論証因の認識は生じない]。一方、ある基体において認識されなかった [属性] は、いかようにして論証因であるのか？ [< 主題所属性 > を満たしていないから *De. 189b* 論証因にはならぬだろう。] あるいはそう [=論証因] であれば、あらゆる場合に、自分を遍充するもの [所証属性] が認識される筈だ。まさに近接性も遠隔性もないゆえに。

——という [反対論者の疑い] に関して [ダルマキールティは] 「そういうわけで、間接表示能力から [意味が理解されたとしても]」と答える。

この直前に詳細に述べられた (samupavarṇita) 間接表示能力により、所証基体を含意するという特徴を有する対象に関する認識が、鋭い智慧をもつ聞き手たちに発生する。しかしながら、[「所証基体」という直接表示する] ことばをもたない意味自身に従うも

¹この箇所のチベット訳は *De.*、*Pek.* とともに「所証基体によって遍充された属性も...」(bsgrub par bya ba'i chos can gyis khyab pa'i chos kyang...) としているがサンスクリットテキストの読みを採用する。

のたち⁽¹⁶⁾には理解の冗漫さが発生するだろう。それに関する転義的用法だけで自らことばをもたない意味を導き出すことがない故に「基体の属性」というこの[ことば]と共通の物事を「pakṣaの属性」と説示するから理解の冗漫さ[も]また取り除かれたことになる。

——「理解の冗漫さ[も]また」という[ダルマキールティのことばの]「また」ということばによって次のことがいわれた。

Pek. 234a

[冗漫な]論争相手の学説 (paropadeśa) を望むところの者たちにより この意味は、[論証因の]定義のことば (lakṣaṇavacana) より知られるべきである、と⁽¹⁷⁾。

[我々の主張する論証因の]定義にしたがって、認識の pakṣa の属性ではないものは論証因ではないというこの疑惑は何故あるのか？ [あろう筈がない。] だから、[我々の論証因の]定義に従うこの者たちに対して制限に関する疑惑を取り除く為に転義的用法がなされたのである。

HB, 1.2

pakṣasya dharmatve tadviśeṣaṇāpekṣasyānyatrānanuvṛtter asādhāraṇateti cet.
 (【反論】[論証因が]主題の属性であるならば、それ [=主題の属性] に限定される [論証因] は他処 [同類例など] には随伴しなくなるから、非共通 [不確定という見せかけの論証因 (不共不定因)] であることになろう。)

主題所属性論

HBT 14, 21

この世ではことばの適用はまさに必ず (avaśyam) 排除を結果とする故に⁽¹⁸⁾ [ことば

⁽¹⁶⁾ 「dharmidharma という語を、間接表示能力などによらず、そのまま受け取ってしまう人々」という意味で理解した。

⁽¹⁷⁾ チベット訳の内、*De.* は否定辞を挿入している。don 'di'i mtshan nyid brjod pas rtogs par mi 'gyur ro zhes bya ba'o //

⁽¹⁸⁾ cf. *PV IV k.192ab.* これに対する注釈家たちの解釈については稲見正浩・石田尚敬・野武美弥子・林

の意味は] 限定されるべきものである。

そして「主題の属性」というこの [複合語] については、gen. 支配の複合語 (ṣaṣṭhīsamāsa) 以外の複合語ではあり得ない。そしてこの様に「主題のみの属性」というように 限定されるから「その付属物により遍充される」[という論証因の第 II 条件] は矛盾すると、矛盾した定義であると考えている者が言った。⁽¹⁹⁾

「主題の属性」[というの] であれば、限定者 (viśeṣana) である pakṣa が、別のものを排除するものであると期待される。従って、この限定者を必要とする属性は、他のところ (= 主題となったものとは別のところである同類例) には随伴しない。

即ち、主題によって限定されたこれ (= 属性) は、[同じ¹] 主題にのみ存在し、それ以外には [存在し] ない。たとえば、デーヴァダッタの息子は、彼だけの息子であり、² ヤジュニヤダッタの [息子] でもあることはない様に。故に [pakṣa] 以外には随伴しない故 *HBT 15* に「非共通 [証因] (asādhāraṇa) である」。共通性はない筈だ。[だから] 「その付属物による遍充」[という論証因の第二の定義] と矛盾するという意味である。しかし共通で *De. 190a* あるから、その付属物により遍充されることが理解される故に。³

従って「もし主題の属性なら、その付属物により遍充されたものではない」あるいは

¹この補いはチベット訳に基づく。phyogs kyi khyad par du bya ba ni mthun pa'i phyogs kho na yin gyi...

²この箇所は、カルナカゴーミンが *PVSV* に対する彼の注釈の中でほぼそのまま使用している。なお、本稿の範囲におけるカルナカゴーミンの引用箇所については、そのほとんどが E. Steinkellner[1981] で指摘済みである。*PVSVT* 14, 24f.: pakṣasya dharmatve taṃ pakṣam viśeṣaṇam anyato vyavacchedam apekṣata iti tadviśeṣaṇāpekṣasya dharmānyatra pakṣikṛtād anyasmin sapakṣe 'nanuvṛtṭiḥ / tathā hi yaḥ pakṣeṇa viśeṣyate sa pakṣasyaiva bhavati yathā devadattasya putraḥ /

³*HBT* 15,2: sādharmaṇatāyās tv tadamśavyāptyā pratipādanāt をカルナカゴーミンのテキストに従って sādharmaṇatāyā tadamśavyāptipratipādanāt / (*PVSVT* 15, 3) に訂正して読む。テキストを訂正せずに訳出すれば、「しかし、共通であるものが、それ [論証主題] の付属物 [= 所証属性] により遍充されたものとして理解される故に。」となるだろう。

慶仁 [2005] に詳しく言及されている。

(19) イーシュバラセーナに帰せられる問いへの返答はここまでで終了し、これ以降はニャーヤ学派のウディヨータカラ (Uddyotakara ca. 550-610) の反論を前提とした「主題所属性」をめぐる議論とみなされる。議論のあらましについては、桂紹隆 [1986] などを参照のこと。前掲の稲見正浩・石田尚敬・野武美弥子・林慶仁 [2005] でも解説がなされている。

Pek. 234b

「その付属物により遍充されたものなら主題の属性ではない」というように [正しい論証因の] 定義は損なわれたものである。¹ そして、実に「その付属物による遍充」とは、能遍である所証属性が、そこ (= 論証因が存在している [つまり] それ (= 論証因) を保持する (実例) 基体) にまさに存在すること、あるいは、所遍である論証因が、そこにのみ [つまり] 能遍である所証属性が存在しているところにのみ存在することである。故に、[遍充とは] 自らにより論証されるべきことがらと不可離の関係という特徴を有するといわれるだろう。

また、これ [遍充] によって、必ずしも pakṣa とされたところより別のところに [論証因が] 存在することが拒絶されるのではない。[もし拒絶されるとすれば] 定義を損なうことが疑われるであろうから。

即ち、まさにそこに、[つまり] 所証基体というまさに pakṣa とされているところに² 存在している論証因が、その付属物により遍充されるのである。

そして、これ [= 論証因] が所証基体において自らにより論証されるべきものとの不離関係を有することこそが、< 知らせるものであること > に対する基盤であり、[所証基体と] 別の基体において.....、なのではない。そして、この自ら所証との不離関係を有する [論証因] は、結合関係を成立させる認識根拠を基盤とするものである。何らかの同類例においてあるいは何度も共存のみが認識されることを基盤とするものではない。

主張： ダイヤモンドは鉄によって傷がつく³。

理由： 地性故に。

実例： 薪などのごとし。

という [誤った推論式がある。]

¹この箇所は、カルナカゴーミンが *PVSV* に対する彼の注釈の中でほぼそのまま使用している。

PVSVT 15, 3f.: ...tadaṃśavyāptipratipādanāt / tato yadi pakṣadharmo na tadaṃśavyāptir atha tadaṃśavyāptir na pakṣadharmo iti vyāhatam lakṣaṇam iti /

²*HBT* 15,10: tatraiva pakṣikṛte saty eva sādhyadharme... をチベット訳 phyogs su byas pa de nyid la yod pa kho na bsgrub par bya ba'i chos can la... により tatraiva pakṣikṛte saty eva sādhyadharmiṇi... に訂正する

³*HBT* 15, 16: na hi lohalekhyam vajram... をチベット訳 dper na rdo rje la mtshon gyis gcod pa yin te... により lohalekhyam vajram... などと訂正する。

そこ [=pakṣa であるダイヤモンド] より別のところで、地性のものに鉄によって傷つけられることとの不可離関係があったとしても、[ダイヤモンドは] 同様なものとはならない¹。

そして、もし pakṣa より別の場所でのみ遍充が認知されるべきであるという制限があるのならば、そのとき、どうして存在性が諸存在物の瞬間性を理解させるだろうか？ [理解させない筈だ。] すべての事物 (padārtha) に遍充をもつ瞬間性を希求する者に関しては² いかなる [pakṣa とは別の] 同類例も存在しない故に。

「或るものたち⁽²⁰⁾ によって炎など⁽²¹⁾ が瞬間的であることが承認される」ということも直接知覚によるのではない。瞬間の区別は過度に微細であるゆえに観察されないのだから。

¹ HBT: ...pārthivatvasya lohalekhyatā 'vinābhāvo 'pi tathābhāvo bhavati / をチベット訳...mtshon gyis gcod pa med na mi 'byung ba yang rdo rje la de bzhin du yod par 'gyur ba ma yin no // に従って...pārthivatvasya lohalekhyatā 'vinābhāvo 'pi tathābhāvo na bhavati / 等と訂正する。

² HBT 15,18: ...tadā sattvaṃ kathaṃ kṣaṇikatāṃ bhāveṣu pratipādayet ? / yo hi sakalapadārthavyāpinīm akṣaṇīm kṣaṇikatām icchati taṃ pratikasyacit sapakṣasyaivābhāvāt / をチベット訳...de ji ltar yin / yod pa nyid skad cig ma'i dngos po rnam la bstan pa gang yin pa ni don thams cad skad cig mas khyab par 'dod pas de las 'ga' zhig kyang mtshun pa'i phyogs su 'gyuru ba med de[Pek. = do] / に従って...tadā sattvaṃ kathaṃ kṣaṇikatāṃ bhāveṣu pratipādayet ? / yo hi sakalapadārthavyāpinīm kṣaṇikatām icchati taṃ prati kasyacit sapakṣasyaivābhāvāt / に訂正する。

(20) 具体的に誰を指すのかわらかではない。ここで挙げられる「炎」(や「覚知」)の刹那滅性はアルチャタの時代には学派を問わず一般的に認められていたようだ。

『俱舍論』業品 2 偈の注釈で、炎の刹那滅は認めるが諸行刹那滅を承認しない反対論者が登場する。注釈者のヤショーミトラはこれをヴァイシェーシカ学徒としているが、ここの関連については明言できない。(舟橋一哉 [1987]5 頁以降を参照) また HBT 『成業論』に登場する対論者(山口益 [1975]87 頁以降に訳出される箇所が相当する)なども注目される。また、作者の問題については決着をみていないが、いずれにせよダルマキールティに先行する『大乘莊嚴經論』覚分品の 82 偈から 91 偈にかけて「刹那滅論証」を論じた箇所がある。唯識学派の刹那滅思想については早島理教授の一連のご研究などを参照していただきたい。『大乘莊嚴經論』において炎の刹那滅論証を試みる箇所は、早島理 [1994] に訳出されている。

(21) ドゥルヴェーカミシュラによれば、「など」ということばには覚知などという瞬間的存在として認められるものが含まれる。HBT 260, 13: ādiśabdād buddhyādi kṣaṇikatveneṣṭam...

そして、「[論証主題と] 別のところでのみ遍充が認知されるべきであり¹、論証されるべき基体でも [認知されるべき] ではない」というこれは正しい理屈であろうか？ [正しくない。⁽²²⁾]

Pek. 235a
De. 190b

実にこの様に「論証因の定義」とは < 構想されたもの > (kālpanika) であると理解されるべきである。実在物の力に基づいて生じたものである [と理解される] べきではないだろう。

故に、論証因がそれ [所証属性] によって遍充されることは、自らにより論証されるべきものとの結合 (pratibandha) により成り立つ²。

HBT. 16

またそれ [論証因が所証属性によって遍充されること] は、反 [所証] 拒斥認識根拠の働きによって、 < 論証されるべき基体 [=主題] > においても成立する。⁽²³⁾ 従って、[論証主題と] 別のところでの随伴に依拠することが何になるろう³。

この同じ理由で、別のところでもすでに [ダルマキールティによって] 語られた。

ある場所 [ie. 山など] で認識され、[かつ] それ [ie. 火など] との結合関係をもつよう

¹チベット訳は *De.*、*Pek.* ともに「... 遍充が認知されるべきではなく、..」とするが採用しない。gzhan kho na la khyab pa ma bstan par...

²*HBT* 15, 25: tasmāt svasādhyapatibandhād hetus tena vyāptaḥ sidhyati /を tasmāt svasādhyapatibandhād dhetus tena vyāptaḥ sidhyati /に訂正する。

³この部分はカルナカゴーミンが *PVSV* を注釈する際にほぼそのまま使用している。*PVSVT* 15, 8f.: tasmāt svasādhyapatibandhād dhetus tena vyāptaḥ sidhyati / sa ca viparyaye bādhaka-pramāṇavṛtṭyā sādhyadharminy api sidhyatīti na kiṃcid anyatrānvayāpekṣayā /

(22) つまり、「論証基体でも遍充が認知されるべし」というのがアルチャタの主張ということになる。しかしこれだけの文言をもってアルチャタをいわゆる「内遍充論者」と決めつけるのはあまりにも早計であろう。アルチャタの内遍充論的傾向はかねてよりたびたび指摘されるし、それらの指摘自体は妥当といえるのであるが、そこで用いられている「外遍充」「内遍充」という概念の区分が必ずしも仏教論理学派のテキストの中で解明されたとは言い切れないと思われるからである。遍充関係の確定の場所を巡るダルマキールティ以降の論師たちの見解について筆者は乗山悟 [1993] で言及したことがある。アルチャタの遍充論については乗山悟 [1998] で問題にしたが、十分なものではない。今後の課題としたい。仏教論理学派の遍充論に関する最新の成果として小野基 [2004] がある。

(23) 反所証拒斥認識根拠は、概念操作で完結するようなものではなく、実在に根拠があることが強調されねばならないというアルチャタの意識がはっきりみとれる。

なこれ [煙など] は、それ [結合関係] を知る人々に、そこ [山など] におけるこれ [結合関係を持っている火] を知らせるものである。(P*Vin* II 1*9f)⁽²⁴⁾

というのは実在物に基づいた理解 (vastugati) である。

「[論証因が] 推論の対象ならびに同類例に存在する。」(P*S* II k. 5c)⁽²⁵⁾ という [ディグナーガによる] 定義がある。そこでも、同類例とは所証属性をもっているものにほかならないと言われている。

従って、「存在する時にのみ」つまり「所証の属性が」[存在するときのみ] [論証因が] 存在するというこの [内容] が主要なのである。⁽²⁶⁾

そして、故にその性質をもつ所証の基体 [=論証主題] から実在物のレベルでは (vāstavam) 同類例であることは排除されない。

pakṣa は、< 論証されるべきものとして望まれているというように > 欲求を確立することを特徴とする故にそれ [同類例であること] を排除することは不可能である故に⁽²⁷⁾。

故に「その付属物により遍充された」ということばによって結合を基盤として自ら論証すべき物事との不可離関係を有するものたることを < 別の仕方ではそれ [=所証] と結びつかないから > 説いたのだから、「決して別のところに存在しないと拒絶された」というようにこれ [同類例に随伴しないこと] がなぜ疑問とされようか？ [疑問の余地なく同類例に随伴する。]

反対論者の意見 (2)

HBT 16, 11

しかり。もし、すべての論証因について、主題となった基体において自ら論証するべきものとの結合関係が認識根拠によって確定されることができるのであれば、このよう *Pek. 235b* なことは決して疑問とされるべきではない。例えば、< 存在すること > という特徴を

⁽²⁴⁾ E. Steinkellner[1979] の 23 頁 9 行目以降に独訳および注記がなされている。

⁽²⁵⁾ 北川秀則 [1965] 96 頁を参照。

⁽²⁶⁾ HBT 260, 27: evamparam evampradhānam etadārtham “tattulye sadbhāvaḥ” iti vacanam / (< 「同類例に存在する」ということば > は、以上のもとに傾注する = 以上のことを主とする = それを目的とするのである。)

⁽²⁷⁾ この部分は谷貞志 [2000] の 164 頁以下で訳出されており参照した。

もつ自性証因について、< 瞬間性 >という論証されるべきことがらとの同一性が反[所証] 拒斥[認識根拠]の働きによって[確定されるように。]

しかし、結果証因の主題となされた基体に於いて¹知覚と非知覚によって成立させられる、[あるいは、樹木であることを論証する場合のシンシャパー樹性などといった]ある種の自性証因⁽²⁸⁾の[主題となされた基体に於いて成立させられる]結合関係は、感覚的に隔絶した(parokṣa)[論証基体の]所証属性についてどのようにして把握されるだろうか？[把握されない。]

De. 191a

故に、それ[=結合関係]は[主題より]別のところでのみ成立する。従ってその[=別の場所という]限定に依存するものは、そこに依存する故に[そことは]別のところには随伴しないから共通しないこと(asādhāraṇatā)が単に可能性として疑われる。

所証と正反対であり別の物に存在していないものが、その[主題となっている]基体においてその[存在するかしないかという]二つより別となることは理屈に合わないから—所証が存在することと排除されることの両者によってすべては包括されている故に—ここでは疑わしい論証因となる²。

ある所依において存在する[論証因]について、³< 以前に発動した前提となる把握の忘失 >を< 結合を成立させる認識根拠(pramāṇa) >によって思い出すために、[主題

¹HBT 16,13: kāryahetos tu pakṣīkṛtadharminā / を kāryahetos tu pakṣīkṛtadharminī / などと訂正して読む。

²この箇所はサンスクリットが一部欠損しており、チベット訳も明瞭ではないので十分に理解できなかった。HBT 16,18: tadā hy anyatrāvartamānaḥ sādhyaviparītyavatyireka... < 欠落 >..... tadubhayabahirbhāvāyogāt taddharmināḥ sādhyavṛttivyavacchedābhyāṃ sarvasaṃgrahāt tatra saṃśayahetur bhavati /

対応するチベット訳は、de ni bsgrub par bya ba dang bzlog pa gzhan dag la 'jug pa[par] ma nges pa ni de gnyi ga las / de'i chos can phyi rol du gyur pa mi rigs pas ma nges pa dang / bsgrub par bya ba la 'jug pa dang rnam par gcod pa dag gis thams cad bsdu pas gtan tshigs de la the tshom za bar 'gyur ro // となっている。

³ここから HBT 17, 15 まで PVSVT 15, 17 以降にほぼそのまま引用される。

PVSVT 15, 17: ...pūrvagrhitapratibandhasādhakapramāṇasmṛtaye hetor anyatra vrttir apekṣanīyā /

(28) ドゥルヴェーカミシュラによれば、「シンシャパー(樹)性」などを指す。HBTA 261, 5f.: kasyacid iti śiṃśapātvāder vṛkṣatvādivyavahārasādhanasya / (「ある種の」とは樹木性などという言説を論証せしめる「< シンシャパー(樹)性 >などの」である。)

と] 別のところで存在することが要求されるべきである。

HB, 1.2 (2)

na, ayogavyavacchedena viśeṣaṇād yathā caitro dhanurdhara iti na anyayogavyavacchedena yathā pārtho dhanurdhara iti.

(【答論】[非共通論証因であるとはなら]ない。[論証因と pakṣa の属性との] < 非結合を排除すること > によって限定するからである。例えば、「チャイトラは弓取りである」という[言明でチャイトラと弓取りの非結合が排除されるだけで、ある]ように。

例えば「パールタ[だけ]が弓取りである」というように、< 他者との結合を排除すること > によってではない。)

< 三種の排除 > 論

HBT 16, 23

「違う...」という[ダルマキールティのことば]は、このことを退ける。

etat pariharati / netyādinā / nānyatrānanuvṛttiḥ / kutaḥ ? ayogo sambandhas tadvyavacchedena viśeṣaṇāt pakṣasya / na hy anyayogavyavacchedenaiva viśeṣaṇam bhavati / kin tv ayogavyavacchedenāpi / yatra dharmiṇi dharmasya sadbhāvaḥ sandihyate tatrāyogavyavacchedasya nyāyaprāptatvāt / atra dṛṣṭāntaḥ yathā caitro dhanurdhara iti / caitre hi dhanurdharatvaṃ sandihyate kim asti nāstīti / tataś caitro dhanurdhara ity ukte pakṣāntaram adhanurdharatvaṃ śrotur ākāṃkṣopasthāpitaṃ nirākaroty ayogavyavacchedo 'tra nyāyaprāptaḥ /

parābhimatavyavacchedam nirācikirṣann āha / nānyayogavyavacchedena viśeṣaṇād anyatrānanuvṛtter asādhāraṇateti sambandhaḥ / atrāpi dṛṣṭānto yathā pārtho dhanurdhara iti sāmānyaśabdo 'py ayaṃ dhanurdharaśabdaḥ prakaraṇasāmarthyādinā prakṣṭagaṇavṛttir iha pārthe hi dhanurdharatvaṃ siddham eveti nāyogā śaṅkā / tādrṣaṃ tu sātīśayaṃ kim anyatrāpy asti nāstīti anyayogaśaṅkāyāṃ śrotur yadā pārtho dhanurdhara iti ucyate tadā sātīśayaḥ pārtha eva dhanurdharo nānya iti pratīyate / tenātrānyayogavyavacchedo nyāyaprāptaḥ /

HBT. 17 [主題より] 別のところに随伴しないことはない。なぜかといえば、非結合 (ayoga) — 関係がないこと (asambandha)、< それ [=非結合] の排除 > によって主題を限定する故に。実に < 他との結合の排除 > によって限定しているのではない。むしろ、確かに (api) 非結合の排除によって [限定しているのだから]⁽²⁹⁾。

およそ、属性の存在が疑われている基体について、「非結合の排除」[という限定方法の使用] は論理的帰結だから。

Pek. 236a そしてこれについて、たとえば、「チャイトラは弓取りである」という実例がある。チャイトラが弓取りであることがあったりなかったり疑われようか? [決してない。] 故に、「チャイトラは弓取りである」という彼 [=チャイトラ] が [弓取りであることが] 存在することを明らかにする言明 (śruti) は、聞き手に、主題 [=チャイトラ] 以外のものが弓取り性を持たないという疑念がでることを否定する。故に、ここで、「非結合の排除」は論理的帰結である。

論争相手によって想定された排除を退けたい者 [=ダルマキールティ] が¹ 「< 他との結合の否定 > によって限定するから... とはならない」といった。「別のところに随伴しないから非共通 [論証因] である」と結び付く。

¹parābhimatavyavacchedanirācīkīrṣayāha — をチベット訳とカルナカゴーミン (*PVSVT* 15, 26) の引用を参考にして parābhimatavyavacchedanirācīkīrṣann āha — と訂正する。cf. gzhan gyi 'dod pa'i rnam par gcod pa bsal bar 'dod pa ni /... smos te...

(29) 有名な「三種の排除」(vyavaccheda) による限定方法の区別を用いたダルマキールティによる返答である。これは eva という限定辞が「限定要素」(viśeṣaṇa)・「被限定要素」(viśeṣya)・「動詞」(kriyā) の何れに付加されるかによって、限定方法も順次「非結合の排除」(ayoga-vyavaccheda)・「他との結合の排除」(anyayoga-vyavaccheda)・「絶対的非結合の排除」(atyantāyoga-vyavaccheda) という三種類に区分されるというものであり、梶山雄一 [1966] の研究以降一気に注目を集めることになった。

ところで当該の *HBT* において、「主題の属性」という文言のサンスクリットをみれば pakṣasya dharma eva というように eva は dharma という語についている。梶山雄一 [1966] にそのまま従って「主題の」を意味する pakṣasya という語が限定要素、「属性」を意味する dharma という語が被限定要素と考えるならば、この *HBT* における eva は被限定要素に付加されることになるので「他との結合の排除」という限定方法で解釈されねばならないように思われがちであるが、実在物のレベルでは、基体である「主題」を基体に付属する「属性」が限定しているので限定要素に eva が付加されていると見なすことができ、「非結合の排除」が適用されることになる。この点を学術論文の形で明確に指摘したのは稲見正浩 [1990] である。

eva の制限用法をめぐる研究については、桂紹隆 [1986]、B. Gillon and R. Hayes [1982] および Ganeri [1999] もある。

これについても、「パールタは弓取りであるごとし」という実例がある。[チャイトラの例文中と] 弓取り一般を表すことばであるがこの [パールタの例文中の] 「弓取り」ということばは、文脈と [語の] 能力 (prakaraṇa-sāmarthyā) など⁽³⁰⁾ の点で比類なき特性のあるものである。ここでパールタ [のみ] が弓取りであることはまさに成り立っている。故に非結合の懸念はない。

しかし、「卓越した同類性が別の [人物] にも存在するか、しないか¹ 」という聞き手のそれ以外との結合に関する疑いに対して、「パールタは弓取りである」と言われたときには、「卓越性をもつパールタだけが [真の] 弓取りであって、別の者は違う」と知られる。故に⁽³¹⁾ 「それ以外との結合の排除」が論理的帰結である。説示されるべきことへの疑惑が問題化された (upasthāpita) 二つの主題は相互に矛盾する故に、一つを表示すること (nirdeśa) によって、「他者との結合の排除」が論理的帰結である故に。

De. 191b

そして、ここで「主題にこの属性が存在するか、存在しないか」という疑いに対して「主題の属性である」とのべられたとき、主題に属性が必ずあり、属性がないことはない。そして、属性は依拠した (āsrita) 性質故に限定者 (viśeṣaṇa) であり、[限定者に eva が付加されている] 故に、非結合が排除される。他者との結合が [排除されるわけ] ではない。実例にてその付属物による遍充によって² それ [結合関係] が理解されたことによる [随伴しない] 疑いはない⁽³²⁾。

[「pakṣa の付属物 [所証属性] によって遍充された」という定義における] 「その付属物」とは、その属性ということである。「それ」ということばによって、主題が言及

¹ HBT 17, 13: tādrśaṃ tu sātiśayaṃ kim anyatrāsti nāstīty... をチベット訳とカルナカゴーミンによる引用に従って tādrśaṃ tu sātiśayaṃ kim anyatrāpy asti nāstīty... と訂正する。'di 'dra'i khyad par bcas pa gzhan la yang yod dam... cf. PVSVT 16, 3f.

² この箇所まで PVSVT にほぼそのまま引用される。PVSVT 16, 6f: ...pakṣe 'sty ayaṃ dharmo na veti saṅśaye pakṣadharmā ity ukte pakṣasya dharmo eva nādharmāḥ / dharmāś cāsritatvād viśeṣaṇaṃ tenāyogo vyavacchidyate nānyayogaḥ / tadamaśavyāptyā...

⁽³⁰⁾ ドゥルヴェーカミシュラによれば、「など」ということばには長所・他と共通しないこと、特質、卓越をもつことが意味される。HBT 262, 12f: ādiśabdāt prakaraṇādisaṃgrahaḥ / prakṛṣṭe ananyasādhāraṇe guṇe 'tiśaye vṛttir yasya sa tathā / (「など」ということばにより話題になっていることが含まれている。長所・他と共通しないこと、特質、卓越の存在をもつものがこのようである [という意味である。])

⁽³¹⁾ この補いは PVSVT 16, 7f による。

⁽³²⁾ この箇所は前掲の稲見正浩 [1990] の 409 頁で言及されている。

されている。属性がではない。属性に属性 [が依拠すること¹] はあり得ないのだから。²

そして「付属物」とは属性である。「pakṣa」ということばによって基体のみ (dharmimātra) を示す故に [pakṣa は] 一部分 (ekadeśa)[=属性] ではない。[一部分の]

Pek. 236b その付属物ではない。それには部分がない故に。³

(未完)

¹ 「依拠すること」という補いはチベット訳による。chos la chos rten [*Pek.* = brten] pa mi srid pa'i phyir ro / /

² この箇所まで *PVSVT* に引用される。*PVSVT* 16, 10: tadamśas taddharma iti tacchabdena pakṣaḥ parāmṛśyate na dharmāḥ / dharmasya dharmāsambhavāt /

³ 読解が困難な箇所であった。チベット訳との対応も不十分である。cha ni chos la bya'i phyogs gcig ma yin te / phyogs kyi sgra[sgras] chos can tsam brjod pa'i phyir ro / / de'i cha ni cha shas ma yin te phyogs gcig med pa'i phyir ro /

略号表 (追加分)

《参考文献》

- E. Frauwallner [1957] Vasubandhu's Vādaividhiḥ, *Wiener Zeitschrift für Kunde Süd- und Ostasiens* 1.
- J. Ganeri [1999] Dharmakīrti's Semantics for the Particle eva. *Dharmakīrti's Thought and Its Impact on Indian and Tibetan Philosophy. Proceedings of the Third International Dharmakīrti Conference Hiroshima November 4-6, 1997*, Wien.
- B. Gillon and R. Hayes [1982] The Role of the Particle eva in (Logical) Quantification in Sanskrit, *Wiener Zeitschrift für Kunde Süd- und Ostasiens* 26.
- 稲見正浩 [1990] 「vyavaccheda 再考」, 『印度学仏教学研究』77(39-1)。
- 稲見正浩・石田尚敬・野武美弥子・林慶仁 [2005] 「ブラジュニャーカラグプタの vyavaccheda 論—Pramāṇavārttikālakāra ad PV IV 189-194 和訳研究—」, 『南都佛教』85。
- 小川英世 [1985] 「意味制限と接辞制限—文法学派における「制限」(niyama) の概念」, 『哲学』37。
- 小野基 [2004] 「仏教論理学派における「内遍充」と「外遍充」—ブラジュニャーカラグプタを中心に—」, 『神子上恵生教授頌寿記念論集』, 永田文昌堂。
- 梶山雄一 [1966] 「仏教哲学における命題解釈—eva の文意制限機能—」, 『金倉博士古稀記念:印度学仏教学論集』, 平楽寺書店。
- 桂紹隆 [1981] 「因明正理門論研究 [四]」, 『広島大学文学部紀要』41。
- 桂紹隆 [1983] 「ダルマキールティの因果論」, 『南都仏教』50。
- 桂紹隆 [1986] 「インド論理学における遍充概念の生成と発展—チャラカ・サンヒターからダルマキールティまで—」, 『広島大学文学部紀要』45 巻特輯号 1。

北川秀則 [1965] 『インド古典論理学の研究—陳那の体系—』、鈴木学術財団。

黒田泰司・山上証道・赤松明彦・竹中 智泰 [1983] 「*Ślokavārttika*, anumāna 章の研究 (I) —和訳と解説—」、『インド思想史研究』3。

乗山悟 [1993] 「Pramāṇasamuccaya II k.11 をめぐって」、『印度学仏教学研究』84(42-2)。

乗山悟 [1998] 「アルチャタの論証因説」、『印度学仏教学研究』92(46-2)。

早島理 [1989] 「外なるもの—— Mahāyānasūtrālamkāra 第 XVIII 章第 89-91 偈を中心に—— (承前)」、『長崎大学教育学部社会科学論叢』39。

舟橋一哉 [1987] 『俱舍論の原典解明——業品——』法蔵館。

山口益 [1975] 『世親の成業論』、法蔵館。

キーワード インド論理学, アルチャタ, *Hetubinduṭīkā*, pakṣadharmatā(-tva)